九　吸収分割会社と吸収分割承継会社とで共用する資産（その用途上不可分であるものに限る。）であって、電気の安定供給の確保及び電気料金の最大限の抑制のために不可欠であり、かつ、それを共用しないことで電気の安定供給の確保に著しい影響を及ぼすものを用いた業務に係る取引

5　第三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定分割取引の内容を証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。　［新設］

一　第四項に規定する特定分割取引の内容

二　第四項に規定する特定分割取引収益の金額の総額

三　前号の額の内訳

6　経済産業大臣は、第三項の承認を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。　［新設］

7　経済産業大臣は、第三項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、同項の承認をしなければならない。　［新設］

一　第五項第一号に掲げる事項が第四項に規定する特定分割取引に該当するものであること。

二　第五項第二号に掲げる事項が事業規模に照らして過大ではないこと。

三　第五項第二号及び同項第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

8　別表第一（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十四号）により加えた部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

⑯　営　業　収　益

科　目	項	備　考
［略］	［略］	［略］
電気事業雑収益	［略］	上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴つて通常発生するものを整理し、各項ごとに特定分割取引収益及びその他に区分して整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。
［略］	［略］	［略］

別表第1（第3条関係）

⑯　営　業　収　益

科　目	項	備　考
［略］	［略］	［略］
電気事業雑収益	［略］	上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴つて通常発生するものを整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二条　この省令による改正後の電気事業会計規則（第三条において「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

第三条　電気事業法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、新会計規則附則第三項から第七項までの規定を適用する。

○経済産業省令第三十五号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び電力・ガス取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）第三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）、経済産業省組織令、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電力・ガス取引監視等委員会令を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成